

仕 様 書

1 委託業務の名称

公立大学法人宮城大学規程管理システム導入・運用業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務の内容

インターネットを通じて、公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）の規程等（本学の規則、規程等をいう。以下同じ。）の検索、閲覧並びに新規制定、改正及び廃止（以下「制定等」という。）業務を支援するシステム（以下「規程等管理システム」という。）を構築し、その運用保守を行うこと。

4 業務の構成

（1）規程等管理システムの利用サービスの提供及び運用保守

イ 規程等検索システムの利用サービスの提供及び当該システムの運用保守

ロ インターネット公開用規程等閲覧システムの利用サービスの提供及び当該システムの運用保守

（2）規程等管理システムのデータの整備

イ 初期データの作成

ロ 規程等データの更新

5 規程等管理システムの利用サービスの提供及び運用保守

（1）規程等検索システムの利用サービスの提供及び当該システムの運用保守

規程等検索システムは、次の機能により規程等を検索できるものであること。

イ 体系検索機能

本学の規程等集の体系から規程等を検索できること。

ロ 用語検索機能

件名及び規程等の全文の文字を対象とするフルテキストサーチ（全文検索）方式で、検索することができること。また、用語検索では、検索論理式としてAND、OR又はNOTを選択することができること。

なお、規程等全文検索時においては、該当箇所を検索語ごとの色によって明示して表示すること。

ハ 過去検索・閲覧機能

過去の時点を指定して、その時点における規程等を検索・閲覧できること。また、規則、規程といった規程等の種別、制定・改正の別を掛け合わせて規程等の検索がで

きること。

ニ 規程等内・規程等間リンク機能

表示された条文から、規程等内の条文、別表、様式等にジャンプできること。また、表示された条文から、規程等検索システムに登録されている他の規程等の当該条文にジャンプできること。

ホ 引用法令リンク機能

表示された条文から、規程等中に引用されている法令（国の法律、政令、省令等という。以下同じ。）にジャンプできること。また、規程等において引用する法令の一覧を表示し、当該法令を引用する規程等にジャンプできること。

ヘ ファイル出力機能

規程等を文書ファイル形式で出力することができること。

ト 改正文及び新旧対照表作成支援機能

規程等データを活用して改正文及び新旧対照表を編集し、作成することができること。

(2) インターネット公開用規程等閲覧システムの利用サービスの提供及び運用保守

下記の機能を有するインターネット公開用規程等閲覧システムをインターネット上で公開すること。

イ (1) イからニまでの機能を有すること。

ロ 利用者において、特に別のソフトウェアをインストールすることなく、一般的なブラウザ上で、規程等を閲覧できるようにすること。

ハ 一度にアクセスすることができる利用者数については無制限であること。

6 規程等データの整備

(1) 初期データの作成

イ 対象となる規程等

規程等管理システムが令和7年10月1日から利用できるよう、初期データ（令和7年6月30日現在の規程等データ及び当該規程等データにより構成される規程等管理システムを利用するためのデータベースをいう。）を作成すること。

なお、初期データの作成に当たっては、発注者が保有し、及び著作権を有する規程等データを使用することができるものとする。

ロ 作成期限等

初期データは、規程等管理システムが令和7年10月1日から利用できるよう、別途協議して定める日までに受注者の管理するサーバにインストールすること。

(2) 規程等データの更新

イ 規程等管理システムの利用開始日後において、令和7年7月1日以降に行われた規程等の制定等に伴う規程等データの更新を正確かつ迅速に行うこと。

ロ 規程等データの更新は、年12回（1か月当たり1回）行うものとし、発注者が別

途指定する日を更新期限とする。

(3) 初期データ等の編成、配列等

初期データ及び規程等データの作成等に当たり、規程等データの編成、配列等については、次のとおりとすること。

イ 規程等の編成及び配列

作成する規程等データは、規程等集の編、章、節及び款の区分により編成し、規程等集と同じ順番で配列すること（新規に制定された規程等については、発注者の指示を受けるものとする。）。

ロ 規程等名の記載

規程等の始めに規程等名と制定年月日及び規程番号を記載すること。

ハ 改正沿革の記載

規程等ごとに改正年月日順に、制定年月日及び規程番号を記載すること。

ニ 一部改正の注記の記載

規程等の各条文、様式、別表等について、改正の経過が明らかになるよう、その末尾に改正した年及び改正規程等の番号並びに一部改正、全部改正、追加、繰上げ、繰下げ等の注記を記載すること。

ホ 附則の記載

附則は全文記載し、一部改正の附則は改正される規程等の附則の次に改正年月日順に配列すること。

ヘ 文字及び体裁

漢字、法文の体裁及び配字は、現行の規程等のとおりとする（新規に制定された規程等については、発注者の指示を受けるものとする。）。ただし、HTML等の形式での確に表現できないものの取扱いについては、別途協議して定めるものとする。

(4) 規程等データの著作権等

(1) 及び(2)により作成された規程等データの著作権は発注者に帰属し、発注者は受注者の承諾等なしに自由に利用することができるものとする。

7 その他

(1) 委託金額について

委託金額については、次に掲げる業務の構成により算定すること。

イ 規程等管理システムの利用サービスの提供及び運用保守

(イ) 規程等検索システムの利用サービスの提供及び運用保守

(ロ) インターネット公開用規程等閲覧システムの利用サービスの提供及び運用保守

ロ 規程等管理システムの規程等データの整備

(イ) 初期データの作成（現行240件程度）

(ロ) 規程等データの更新 (年間 40 件程度)

ハ その他の経費

(2) サポート体制について

イ 規程等管理システムの安定的な運用を図るために、宮城県内に本社若しくは本店又は支社、支店、営業所等を有すること。

ロ 次のとおり電話及びメールによる対応を行うこと。

(イ) 電話

毎日 (日曜日・土曜日・祝日及び年末年始を除く。) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 45 分まで

(ロ) メール対応

24 時間受付で、原則 1 日以内 (日曜日・土曜日・祝日及び年末年始を除く。) に回答すること。

ハ システム導入後、職員に対し操作説明研修会を実施すること。また、システムに関する操作説明書 (マニュアル) を提供すること。

(3) システムの提供体制について

イ システムの運用に当たっては、データセンター方式により受注者が保有し、又は管理するサーバを用いるものとし、発注者によるサーバの管理は不要であること。

ロ サーバ等を設置する施設は、物理的な堅牢性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設であること。

ハ サーバルームは、24 時間 365 日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。

ニ ウイルスチェックソフトの導入により、既知のウイルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

ホ システムに基本的な機能のバージョンアップがあった場合は、随時、最新版を無償で提供すること。

ヘ データのバックアップその他メンテナンスのため、システムを停止させることが必要である場合は、事前に本学の承諾を得ること。

ト システムは、24 時間 365 日の利用が可能であること。ただし、データのバックアップその他メンテナンス等によりシステムを停止することについて、事前に本学が承諾した場合を除く。